

## 知事読み上げ文 (国地方係争処理委員会への審査申出)

国地方係争処理委員会へ審査申出を行ったことについて、報告申し上げます。

本日、先月 27 日付けで国土交通大臣が行った、辺野古新基地建設に係る公有水面埋立承認取消処分 of 効力を停止する旨の執行停止決定について、地方自治法第 250 条の 13 第 1 項の規定に基づき、国地方係争処理委員会に審査申出書を提出いたしました。

本県としましては、主に次に述べる理由から、国土交通大臣の執行停止決定は違法な関与行為であると考え、審査を申し出たものです。

第 1 に、代執行手続には、執行停止の手続が定められておりません。このたびの本件執行停止は、まさしく、代執行手続が進められている間も埋立工事を行うための方便として使われているものにほかなりません。政府は、「辺野古が唯一」との方針を明確に示しておりますが、憲法上、内閣の構成員は一体となって統一的な行動をとることが求められています。沖縄防衛局長は、防衛大臣の指揮命令を受けて業務に従事しているに過ぎず、また、内閣の構成員である国土交通大臣が、閣議決定等が行われている辺野古移設の方針に反する判断を下すことは不可能であります。したがって、今回の審査請求では、判断権者の公正・中立という行政不服審査制度

の前提が欠落していると言わざるを得ません。

第2に、本来、公有水面埋立承認は、国が米軍基地の建設を目的として、「固有の資格」、つまり私人には行い得ない立場において受けたものです。本件執行停止決定が、沖縄防衛局長を私人と同様の立場にあると認めたのは明らかに誤っております。この点につきましては、先日100名を超える行政法学者も批判しているところです。

国地方係争処理委員会におかれましては、同委員会が設けられた趣旨に則り、中立・公正な審査をお願いしたいと思っております。

今後も、辺野古に新基地は造らせないという公約の実現に向け、全力で取り組む考えであります。

平成27年11月2日

沖縄県知事 翁長 雄志